

資料

オーストリア相続法と全面改正
草案について(条文訳・2)

松倉耕作

掲載条文

- 1 第531条―第603条 (以上, 前号)
- 2 第604条―第755条 (以下, 本号)
- 3 第756条―第824条, その他(次号37号に掲載予定)

第10章 補充相続と後位相続

補充相続

第604条 被相続人は、指定相続人が相続財産を取得しない場合に備えて、さらに、その者も〔相続財産を〕取得しない場合にも、第二の者または複数の補充相続人に、相続資格を与えることができる(補充相続)。

〔規定が簡略化されているが、趣旨に変更なし。解説でも用語上の修正に留まると明記〕

第605条 〔削除〕

補充相続人の、権利と負担

第606条 被相続人の明示的な意思または事案の事情により、相続人中のある者にのみ関わるのではないかぎり、相続人の権利および義務は、相続人に代わって登場する補充相続人に帰属する。

〔表現が異なるが、同じ趣旨である。解説もそのように明言する〕

相互的補充相続

第607条 被相続人が、共同相続人のみを、相互に補充相続人として相続資格を付与したときは、被相続人は、〔補充相続の〕指定において定めた相続分は、補充相続へも効力を及ぼしめる意思と推定する。ただし、被相続人が共同相続人以外の者にも相続資格を付与したときは、上記の相続分は、すべての者に均分に帰属する。

〔表現に少し違いがみられるが、同趣旨。解説もそのように明言する〕

後位相続

第608条 被相続人が一人の相続人を指定相続人に指定したときは、この者は、他の相族人のあとに初めて相続資格を取得する(後位相続)。後位相続人は、疑わしいときは補充相続人である。

〔表現がかなり変わっているが、趣旨に変更はない。解説もそのように明言する〕

遺言能力を欠く子の場合と後位相続

第609条 父母は、その子どもに、これが相続能力を有しない場合にも、父母が子どもに遺す財産についてのみ、後位相続人に指定することができる。

〔見出しを含め、表現が若干異なるが、同じ趣旨。解説も同旨〕

遺言による指示の解釈

第610条 (1) 被相続人が、相続人に、または、ある相続人のために、遺産について遺言することを禁止したときは、法定相続人のための(遺言の)禁止の場合や、特定の相続人のための(遺言の)禁止の場合にも、遺産は、残存財産についての後位相続と解する。

(2) 物件の処分についての（遺言の）禁止は、疑わしいときは、それについての（遺言を）禁止する権利を除外しない〔ものとする〕。

〔見出しを含め、規定の表現はかなり異なるが、同趣旨と思われる〕

同世代の人の場合の後位相続

第611条 後位相続人が被相続人と同世代の人であるときは、被相続人は、その者を、額の制限なしに、後位相続人に指定することができる。同世代の人は、後位相続の作成のときに、すでに懐胎（22条）出産された自然人である（ことを要する）。

〔規定の表現はかなり異なるが、同趣旨。〕

解説によれば、同時代人の意味を明確化]

後位相続の制限

第612条 後位相続人が、終意処分の調整のときにいまだ懐胎も出生もしていないときは、後位相続は、〔対象が〕金銭および動産物件の場合には、2親等の後位相続に、また動産物件〔のみ〕の場合には、〔1親等の〕後位相続に、制限される。

〔規定の表現は異なるが、同趣旨。解説も同旨〕

前位相続人の権利

第613条 後位相続が発生するまでは、指定、前位相続人には、用益権利者と同様の制限的な所有権が帰属する。

〔規定の表現が少し異なるが、同趣旨。解説も同旨〕

補充相続および後位相続の、解釈

第614条 被相続人の、補充相続または後位相続〔指定〕の表現に疑わしい部分があるときは、所有権を処分する（ことのできる）相続人の自由は、最小限の制限にとどめて解釈しなければならない。一般的に補充相続または後位相続を処分したものかどうかの問題（の解釈）についても、同様である。

〔規定の表現が異なるが、解説によれば、趣旨を明確化〕

補充相続および後位相続の、消滅

第615条 (1) 補充相続は、とくに指定相

続人が遺産を取得すると直ちに消滅する、後位相続〔の処分〕は、相続資格を有する後位相続人がもはや存在しないか、または延期的条件のもとで（死因処分が）なされていたときは、消滅する。

(2) 後位相続人の権利は、その者が後位相続の発生時に生存していない場合には、疑わしいときは、その相続人に移行する（537条）。

〔規定の表現が異なるが、規定の明確化。〕

解説を参照〕

〔見出しなし〕

第616条 被相続人が遺言能力を欠く者のために後位相続人を定めた場合、疑わしいときは、〔遺言での〕処分の時点において上記の者が遺言能力を有し、またはのちに遺言能力を取得したときは、後位相続は消滅する。

〔規定の表現がかなり異なるが、解説によれば、趣旨を明確化〕

〔見出しなし〕

第617条 被相続人の子が、いまだ直系卑属を有しない時期に、子を補充相続人または後位相続人に指定した場合において、子が相続能力を有する子を残さなかった場合、疑わしいときは、その指定は、消滅する。

〔解説によれば、後位相続が消滅する場合の趣旨の明確化〕

第618条—第645条 〔現行法でも規定なし。フダイコミッションと財団との違いを規定〕

第646条 〔条文の見出しを含めて削除〕

第11章 遺贈

要件

第647条 遺贈（537条）は、相続契約、遺贈契約、被相続人による有効な意思表示に基づいて、または法律に基づいて、成立する。受遺者は相続能力を有していなければならない。

〔表現は異なるが、趣旨は現行法に同じ。〕

解説を参照〕

相続人と受遺者〔の違い〕

第648条 (1) 被相続人は、一人または複数の相続人に、遺贈を定めることができる。その限りで、この相続人を受遺者と扱う。そのよ

うな遺贈は、疑わしいときは、優遇された相続人の相続分には加算せず、すべての相続人が、〔遺贈部分を〕その相続〔取得〕分に応じて、負担する（先取り遺贈〔の扱い〕）。

（2）被相続人が〔明示的に〕相続分〔の算定にさいして〕遺贈を加算するように指示したとき、または終意処分の解釈から〔そのように〕導いた（加算遺贈）場合、疑わしいときは、分割の指示と解する。

（3）加算遺贈の価額が終意で付与された相続分を超える場合には、疑わしいときは、この相続人の相続分が増加されたものと扱う。他の指定相続人の相続分は、一文の扱いに応じて、減額される。

〔新設規定。解説を参照〕

遺贈の履行を行うことができる者

第649条 ある共同相続人〔の所有〕に属する物件が遺贈されたときでも、遺贈、各自の相続分は、原則としてすべての相続人の負担となる。被相続人は、遺贈の履行を共同相続人の一人に、または受遺者に負担させることができる。

〔現行規定と同趣旨。解説同旨〕

下位遺贈

第650条 受遺者は、自分に課せられた遺贈が〔他の遺贈の価額を超えることを理由として〕、自分に課せられた他の遺贈の完全な履行から逃れることはできない。その者が、遺贈を承認しないときは、その物が帰属する者は、後位受遺を履行するか、自己に帰属した遺贈を上記の後位受遺者に、引き渡さなければならない。

〔同趣旨。解説によれば、規定の明確化〕

遺贈の分配

第651条 ある人的グループに、たとえば、親族、使用人、または生活困窮者に遺贈したときは、各人にどれだけ帰属するかという分配〔割合〕を、相続人または第三者に委ねることができる。被相続人がそれについて定めていないときは、相続人が〔分配割合を〕決定する。

〔趣旨において変更なし。解説によれば、

草案683条と整合〕

補充遺贈と後位遺贈

第652条 被相続人は、補充遺贈または後位遺贈を定めることもできる； そのさいには、第10章の規定を準用する。

〔趣旨において変更なし。解説同旨〕

遺贈の対象

第653条 取引関係にあるもの、相続の対象となるもの、独立して債権の内容となりうる〔ものなど〕すべてのものは、遺贈の対象となる。

〔表現の違いはみられるが同趣旨であろう。解説を参照〕

受遺者が法的な取得能力を欠くさいの〔遺贈の〕履行

第654条 取引の対象となるものが遺贈されたが、受遺者が法律上の理由からこれを取得することができないときは、この受遺者には、取引価額〔相応の価額〕が帰属されるものとする。

〔解説によれば、趣旨は同じ〕

第655条 〔条文の見出しを含めて削除〕
遺贈についての特則

a) 種類遺贈

第656条 被相続人が、一つまたは複数の種類物件を、詳細な定めをすることなく遺贈し、そのような複数の物件が遺産中に存在するときは、相続人が選択権を有する。相続人は、終遺意思に留意し、受遺者の必要に添ったものを、選択しなければならない。受遺者に選択が委ねられたときは、受遺者は、最上のものを選択することもできる。

〔現656条と、ほぼ同じ。解説あり〕

第657条 被相続人が、一つまたは複数の種類物件を、明示的に、被相続人の所有するものから遺贈したが、そのような物件が遺産中に存在しなかったときは、遺贈は効力を有しない。所定の数量に達しないときは、受遺者は、〔遺産中に〕現存するもので満足しなければならない。

〔解説によれば、用語上の修正〕

第658条 （1）前項と異なり、被相続人が

一つまたは複数の種類物件を、被相続人の所有する物件からと明示せずに遺贈したが、そのような物件が遺産中に存在しなかったときは、相続人は、受遺者の必要を考慮して、物件を調達しなければならない。

(2) 遺贈〔の対象が〕金銭であるときは、遺産中に現金が存在するか否かを考慮することなく、相続人は、その金額を支払う義務がある。

〔1項は現規定とほぼ同じ、2項は新設。662条までにつき、解説を参照〕

第659条 被相続人は、遺産中の多くの物件からいずれの物件を、受遺者に調達すべきかの選択を、第三者に委ねることができる。第三者または選択権を有する受遺者が選択できない、またはその意思を表示しないときは、裁判所は、受遺者の必要を考慮して、遺贈〔物件〕を決定しなければならない。

〔表現はかなり異なっているが、ほぼ趣旨であろう〕

b) 特定物件の遺贈

第660条 (1) 受遺者は、被相続人が、特定物件を〔終意処分において〕複数回にわたり遺贈したときでも、それが、一つの終意処分であれ、複数の終意処分で行われたのであれ、この特定物件の遺贈につき、〔ある終意に基づき〕現物で、さらに〔他の終意に基づき〕価額での請求を、同時に行うことはできない。同種または同額である物件に係わる他の遺贈であって(も)、疑わしいときは、受遺者は、被相続人が終意処分を繰り返したのと同じように、権利を受けるにすぎない。

(2) 被相続人は、種類物遺贈の場合と同様に、相続人、受遺者または第三者にも、複数の特定物件を選び出すという選択をさせることができる。

〔表現の違いがある。趣旨の違いは「解説」によっても解らない〕

第661条 遺贈物件が終意処分の時点で受遺者の所有物であったときは、遺贈は無効である。受遺者が〔終遺処分の〕のちに遺贈物件を取得したときは、〔相続人は〕受遺者に、取引価格で

支払うものとする。受遺者が〔終遺処分ののちに〕遺贈物件を被相続人から無償で取得していたときは、遺贈は、取り消されたものとみなす。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

c) 他人物の遺贈

第662条 (1) 被相続人、相続人、受遺者のいずれにも帰属しない他人物を、第三者に給付すべき旨の遺贈は、無効である。物についての持分または請求権が上記の者に支払われるべき趣旨であるときは、遺贈は、この権利または持分のみを、遺贈したものとみなす。遺贈した物が担保に付されている、または負担を伴っているときは、受遺者は、それらの負担つきで承継しなければならない。

(2) 被相続人が、特定他人物を購入し、受遺者に給付すべき旨を明示的に指示しているが、〔その物の〕所有者が取引価格で処分する意思がないときは、受遺者は、この価額の給付を受けるものとする。

〔項の構成など修正があるが、ほぼ趣旨であろう〕

d) 債権の遺贈

第663条 被相続人が受遺者に対して有する債権を遺贈したときは(免除遺贈)、相続人は、未払いのすべての利息含めて債権を免除しなければならない。

〔少し表現の修正がみられる。解説を参照〕

第664条 被相続人が、第三者に対して有する債権を、受遺者に遺贈したときは(債権遺贈)、相続人は、未払いの利息、および将来生ずる利息のすべてを、受遺者に譲与しなければならない。

〔解説によれば、用語上の修正〕

第665条 被相続人が受遺者に対して負担する債務の遺贈をしたときは(債務遺贈)、相続人は、被相続人によって特定され、または受遺者によって証明された債務を承認し、さらに債務と結びついた条件または期限を考慮することなく、遅くともその他の遺贈を給付すべき所定の期限内に、履行すべきという効力を生ぜしめる。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

第666条 免除遺贈は、疑わしいときは、遺贈が調整されたのちに初めて生ずる債務を含まないものとする。被相続人が遺贈によって担保や保証を免責したときでも、債務も免除したとの結論を生ぜしめることはない。被相続人が支払い期限を伸張したときでも、〔受遺者は、その間の〕利息を支払わなければならない。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう。解説を参照〕

第667条 被相続人が、ある者に債務を負担していて、それと同額をその者に遺贈したときでも、被相続人が遺贈をもって債務が支払われたとは、推定されない。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

第668条 期限がいまだ到来していない債権の遺贈においては、疑わしいときは、地方公共団体の借財に基づく債権、抵当権つき債権、制限物件つき債権を含まない。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

第669条－第671条 〔規定なし、現行法も同じ。婚姻贈与の遺贈に関して規定していた〕

e) 扶養の、または費用の遺贈

第672条 扶養の遺贈は、疑わしいときは、受遺者に係わる、衣食住その他の必要〔物〕、必要な教育、その他の必要費を、受遺者が自活能力を取得するまで、継続する。これら費用の遺贈は、食費の負担を伴う、終身にわたる世話の趣旨と解される。

〔表現の修正がみられる。解説を参照〕

第673条 第672条に掲げられる遺贈の程度は、疑わしいときは、受遺者の、従前からの、または得られうる生活レベルにしたがって、決定する。

〔表現の修正がみられる。解説を参照〕

f) 動産や家具の遺贈

第674条 家具または家具調度という〔表現のもと〕では、住居に通常使用されるもののみを意味し、家財道具という〔表現のもと〕では、

世帯の遂行のために必要な物件を意味すると解する。生業の運営に供される物件は、疑わしいときは、これらに含まれない。

〔表現の修正あり。解説によれば、判例に基づく趣旨の明確化〕

g) 倉庫の遺贈

第675条 被相続人が、それ自体では独立していない倉庫（たとえば引出し型の箱）を遺贈したときは、被相続人が死亡したときに、そこに収納され、かつそこに保管するために、その性質に従って倉庫が用いられる、または被相続人により通常用いられていた物件のみが遺贈されたものと推定する。

〔表現の修正がみられる。解説を参照〕

第676条 前条にも係わらず、倉庫が稼働性あるとき、または〔倉庫内に〕現存する物件（たとえば箱）があるとき、疑わしいときは、受遺者は、倉庫のみを請求することができ、倉庫内に存在する物件を請求することはできない。

〔表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

第677条－第680条 〔削除。宝石、馬車、現金の遺贈などを定める。解説を参照〕

h) 特定概念の解釈

1 子ども

第681条 子どもという表現のもとでは、被相続人が他人の子どもを描いているときは、その息子または娘のみを意味し、被相続人が自己の子どもをも描いているときは、被相続人が死亡のときにすでに懐胎されている、子どもに代わって登場する直系卑属をも含むものと解する。

〔表現の修正がみられるが、684条まで、用語上の修正〕

2 親族

第682条 詳細な〔範囲の〕限定なしに親族になされた遺贈は、法定相続に従えば、最近者である者への出捐と扱う。〔この場合には〕第559条1文を準用する。

〔表現がかなり修正されているが、同趣旨であろう〕

3 被用者

第683条 被相続人がその被用者に遺贈した

が、被用者を単に雇用関係による被用者と称したときは、被相続人が死亡した時点での雇用関係にある人が遺贈を取得する趣旨と推定する。

〔現行2文が削除されているが、同趣旨であろう〕

遺贈の帰属する日

第684条 受遺者は、通例は（第699条）被相続人の死亡と同時に自己およびその承継人のために、遺贈を求める権利を取得する。〔受遺者は〕遺贈〔の対象である〕物件についての所有権を、〔本法〕第5部所有権の取得の規定に従って、取得する。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

遺贈の履行

第685条 遺贈は、疑わしいときは、〔被相続人の死亡後〕直ちに履行しなければならない。金銭の遺贈、および遺産中に存在しない物件の遺贈は、被相続人の死亡後1年を経過するまでは、その履行を請求することができない。

〔現代風に少し表現の修正がみられる。解説を参照〕

第686条 遺産中に存在する物件の遺贈については、受遺者は、被相続人の死亡以降の利息、生じた収益、およびその他の増加〔部分〕について権利がある。ただし、遺贈に生じた負担、遺贈物件自体〔価値の〕の損失は、第三者の過失によらずに減少または給付全部が不能となった場合には、受遺者の負担となる。

〔少し修正されている。解説を参照〕

第687条 被相続人が受遺者に、回帰的遺贈、すなわち1年ごと、1か月ごとなどに給付すべき旨の遺贈をしたときは、受遺者は、受遺者が生存した〔当該月の〕開始する全期間の額を求めることができるが、期間の終了と同時に初めて、その金額を請求することができる。最初の期間には、被相続人の死亡のときから進行する。

〔少し修正されているが、同趣旨であろう〕

担保を求める受遺者の権利

第688条 債権者が債務者に対して担保の提供を要求することができる、すべての場合に、

受遺者もまた、遺贈につき担保を請求することができる。担保の設定を求める受遺者の権利は、第437条に従う。

〔ほぼ現行規定の表現に近い〕

参考：上記の条文中に引用される437条を示しておこう。

V カントン法

第437条

1 カントンは、事後世話について規則を定める。

2 カントンは、その他の措置を定める。

〔上記の規定は、成年後見法のなかで、官庁による保護規定に係わる規定である〕

帰属者のない遺贈は誰に帰属するか

第689条 受遺言者が承認しない、または承認する意思がない遺贈は、後位相続人に帰属する（第652条）。後位相続人が存在せず、かつすべての遺贈が複数の者に、または未分割または等分に受益されるときは、それらの者のひとりが取得しないその者の持分は、他の受遺者に帰属する。上記の2つの場合のほか〔の場合〕には、帰属者のない遺産〔物件〕は、遺産に留まる。

〔ほぼ現行規定の表現に近い〕

負担〔の履行〕のため遺産が尽きてしまう場合の、相続人の権利

第690条 遺贈〔の履行〕により、遺産がすべて尽きてしまう場合には、制限的な責任を負う相続人は、遺産の善良な管理者として行った立替金および労苦につき、相当な補償のみを請求することができる。相続人が自身で遺産を管理することを欲しないときは、相続人は、財産管理人の選任を請求しなければならない。

〔少し修正されているが、同趣旨であろう〕

第691条 遺産により、遺贈のすべてを満足せしめることができないときは、扶養〔を給付する旨〕の遺贈は、他のすべて〔の遺贈〕に優先して履行しなければならない；扶養〔遺贈〕は、被相続人の死亡のときから、受遺者に帰属する。

〔ほぼ現行規定の表現に近い〕

負担が遺産を超える場合の相続人の権利

第692条 債務、その他の支払い義務のある費用の弁済、および遺贈のすべてを履行するのに、〔遺産が〕十分には存在しないときは、受遺者は、比例的減額を甘受する〔ものとする〕。そのような恐れがあるときに限り、制限的責任を負う相続人は、担保の提供あるときにのみ、遺贈を履行する義務を負う。

〔少し表現の修正がみられるが、同趣旨であろう〕

第693条 受遺者がすでに遺贈を受領しているときは、前条に定める減額は、遺贈を受領した時点での価額、および遺贈から受益した収益に従って、これを決定する。

〔現行の2文は省略。現行1文に近い〕

私的保険からの給付

第694条 受遺者は、〔前条に基づき〕遺産への支払いを回避するため、遺贈、または前条に定める価額を、遺産に返金することができる；〔受遺者の地位の〕改善ないし改悪を考慮して、受遺者は、誠実な占有者と扱われる。

〔新設規定。693条を参照。解説を参照〕

第12章 終意処分による制限と取消

終意処分の制限と変更を求める被相続人の権利

第695条 被相続人は、たとえば条件または負担（を設定すること）により、相続人または受遺者の権利を制限し、また被相続人の指示の動機と目的を述べることができる。被相続人は、遺言および終意処分書を変更または全面的に取り消すこともできる。

〔ほぼ同じ趣旨。解説を参照〕

制限の種類

1 条件

第696条 条件は、権利〔の発生〕がある〔発生の〕不確かな出来事に依存するものである。条件は、出来事が発生するか、または発生しないかにより、〔条件の存在が〕肯定または否定される。授与された権利が条件の成就後に初めて効力を生ずるのが停止〔条件〕、授与された権利が条件の成就により消滅するのが解除

〔条件〕である。

〔ほぼ同じ趣旨。解説を参照〕

a) 理解できない条件

第697条 まったく理解できない、またはまったく確定できない、もしくはたんなる意地悪な条件は、〔そのような条件が〕付加されていないものとみなす。

〔内容的には同趣旨。解説を参照〕

b) 不能条件または不法条件

第698条 (1) 不能の停止条件のもとで、ある者に権利を帰属させる指示は、条件の成就がのちに初めて不能となり〔ものであり〕、かつ被相続人がその不能を認識していたときでも、無効である。不能の解除条件は、付加されていないものとみなす。

(2) 第1項は、不法な、または善良の風俗に反する条件にも、適用される。

〔解説によれば、用語上の修正〕

c) 可能かつ適法な条件

第699条 条件〔の成就〕が可能かつ適法なものであるときは、それに依存する条件は、条件の完全な成就によってのみ取得される、また条件が偶然の出来事に、または付与を受けた相続人、受遺者、もしくは第三者の意思に依存させることもできる。

〔解説によれば、用語上の修正〕

第700条 〔条文の見出しを含めて削除〕

d) 被相続人の生存中の条件の成就

第701条 終意意思に書かれた条件が、被相続人の生存中に成就した場合、条件成就が相続人または受遺者により、繰り返すことができる行為であるときは、その条件は被相続人の死亡後に新たに成就されなければならない。

〔解説によれば、純粋に用語上の修正〕

e) 後位相続人による条件の不成就

第702条 相続人または受遺者に課された制限的な条件は、被相続人による明示的な意思表示なしには、〔被相続人が指定した〕後位相続人または受遺者に拡大適用することはできない。

〔解説によれば、純粋に用語上の修正〕

f) 〔成就〕可能な条件の効力

第703条 停止条件により付与された遺産を取得するためには、付与された者が条件の成就後に生存し、かつその時点で相続能力を有しなければならない。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第704条 〔削除。解説によれば、草案694条での補充により704条の対象がなくなるゆえ〕

2 期間

第705条 被相続人が付与した権利発生を制限する出来事の発生が確かであるときは、付与された権利は、他の無条件の権利と同様に、付与された者の相続人にも移転する。その他の場合には、〔現実の〕引き渡しのみが、指定の期限まで延期される。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第706条 〔発生することが〕不可能な発生期限〔を定めたとき〕は、その指示を無効とする。不可能な最終期限は、それがないものとみなす。被相続人が時期の予測を誤っていたときは、期限は、相続人の予測した意思に添って決定する。

〔1文は新設、2文は同趣旨。解説によれば、純粹に用語上の修正〕

前位相続人

第707条 相続人の権利〔の発生〕が、条件が成就されないことにより、または〔未到来の〕期限〔が未到来〕のため、未確定の状態にあるときは、法定相続人と指定相続人の間では、遺産の占有および用益に関しては、後位相続人の場合と同様の権利および義務が適用される。〔この理は〕相続人と、条件つきまたは期限つきで付与された受遺者との関係に〔も〕、準用する。

〔ほぼ同趣旨。解説を参照〕

後位相続人

第708条 相続および遺贈を、否定的もしくは解除条件のもとに、またはある期間に限り取得する者は、遺産または条件の充足または特定の時点の到来により〔遺産または遺贈が〕帰属する者に対しては、後位相続人または後位相続人との関係で、前位相続人または前位遺贈に帰属する〔関係〕に、同様の権利と義務（613条、

652条）が帰属する。

〔現行規定と殆ど同じ趣旨〕

3 負担

第709条 被相続人が、ある者に遺産を負担つきで出捐したときは、負担を課せられた者は、できるだけ正確に負担を履行しなければならない。

〔新設規定。解説を参照〕

第710条 負担が不履行または不完全な履行がなされた場合には、負担を課せられた者にとりそれについての債務であるかぎり、疑わしいときは、停止条件（696条）とみなす。

〔新設と思われる〕

第711条 被相続人が、〔遺言処分の〕動機の表現または処分の目的の表現を通じて、義務を課すことを欲したのか、それとも、その意思表示が、相談・助言、希望、または要請にすぎず、それを無視しても、何ら不利益を生ぜしめないときは、解釈により、〔いずれの趣旨であるのかを〕決定するものとする。

〔新設といえよう。解説を参照〕

強制遺贈と履行の禁止

第712条 （1）相続人をして、第三者に遺贈〔の内容〕を履行すべき旨の被相続人の指示は、相続人がこの負担を被相続人の指示に従わないとき〔も〕、負担が〔履行〕可能であり、かつ許容される〔性質である〕限り、〔指示は〕効力を有する。

（2）被相続人が相続人または受遺者をして、特典を取り消すという威嚇のもとで、終意処分を履行させる旨の被相続人の指示は、意思表示の真意や意向が争われるときは、指示は無効である。

〔新設に近い。解説を参照〕

終意処分の撤回

1 新たな遺言の作成による〔撤回〕

第713条 のちに〔作成された〕有効な遺言により、被相続人が後の処分において、前の処分の全部または一部を存続させる旨を明確にしていなかったかぎり、相続人の指定においてだけでなく、その他の指示においても、以前〔作成された〕遺言を、撤回することができる。この理

は、相続人がのちの遺言において、遺産の一部のみ係わる処分をしたときも、同様である。〔抵触しない〕残存する部分は、前の遺言に含めて処理されるのではなく、法定相続人に帰属する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕
終意処分による〔取消〕

第714条 のちの終意処分により、前の遺贈または終意処分は、前者に抵触する限度で、取り消されたものと扱ふ。

〔同趣旨であろう。解説参照〕

第715条 いずれの終意処分がのちに作成されたかを確定することができないときは、双方がともに存続できるかぎり、双方ともに効力を有する。〔その場合には〕第16章〔所有権の共同〕の規定を適用する。

〔本条から719条まで、解説によれば、純粹に用語上の修正〕

前に意思表示した不変性の無視

第716条 のちの終意処分が一般的に、またはそれが特別な形式で作成されていない、または特別に明示されたときには無効とする。終意処分における付加条項は、ないものとみなす。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

2 撤回による〔取消〕

第717条 被相続人が終意処分を新たな終意処分を作成することなしに、取り消す意思であるときは、被相続人は、明示的または黙示的に、それを撤回しなければならない。

〔表現の違いがみられるが、同趣旨であろう〕

第718条 終意処分の撤回は、遺言能力を有する状態でのみ、行うことができる。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

a) 明示的な撤回

第719条 終意処分の明示的な撤回は、終意処分の作成に必要な形式でのみ行うことができる。

〔表現が著しく簡略化されているが、解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第720条 〔削除、相続人の拒絶による撤回に関する。内容は、草案712条2項で規定〕

b) 黙示の撤回

第721条 遺言書または終意処分書を破棄、たとえば、破る、切り裂く、燃やす、または署名や内容のすべてに棒線を付して抹消した者は、それを撤回したものとみなす。複数の〔まったく〕同じ内容の文書のうち1通のみが破棄されたときは、これによつては撤回とは扱われない。

〔1文は同趣旨、2文は新設。解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第722条 文書が偶然に破棄された、または消失したに過ぎない場合、偶然、消失したものであり、かつ文書の内容を証明されたときは、終意処分は有効に存続する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第723条 被相続人がのちの指示を取り消したが、前の指示〔の扱い〕に触れてない場合には、疑わしいときは、前の指示が再び効力をもつ。前の口頭の指示が口頭での裁判所での遺言、口頭での公正証書遺言〔である〕を除いて、再び効力を復活することはない。

〔2文で修正あり。解説を参照〕

c) 推定的撤回

第724条 (1) 被相続人が下記の行為をしたときは、遺贈の撤回と推定する。

1. 〔遺贈として〕付与された債権を、〔みずから〕取り立て、または消滅させたとき、
2. 付与された物件を譲渡し、それを取り戻さなかったとき、
3. 物件の形状および名称を喪失するような修正を加えたとき。

(2) 債務者が自発的に債務を弁済していたとき、または遺贈の処分が、裁判所のまたは官庁の指示に基づいて行われるか、または被相続人の同意なしに物件が処分されたときは、遺贈は効力を有する。

〔規定が詳細化。解説を参照〕

3 放棄による〔撤回〕

第725条 相続人も後位相続人も遺産を承認する意思がない、または承認できないときは、遺産は、法定相続人に帰属する。法定相続人は、

被相続人によるその他の処分に従う義務がある。

〔新設規定、解説を参照〕

4 親族としての地位の喪失による〔撤回〕

第726条 (1) 被相続人の生存中に作成された婚姻または登録パートナー婚の、または事実婚の解消により、被相続人の生存中に作成された終意〔処分による〕指示は、被相続人が明示的に異なる指示をしていない限り、それが前婚の、〔法律婚〕配偶者、登録パートナー婚配偶者、または事実婚配偶者に係わるときは、取り消されたものとする。

(2) 終意〔処分による〕指示は、疑わしいときは、婚姻または登録パートナー婚の解消をするため、または養子縁組の撤回もしくは取消をするため、被相続人が裁判手続を開始していたときでも、取り消されたものと扱う。

〔新設規定。解説を参照〕

第13章 法定相続について

法定相続の場合

第727条 被相続人が、なんら適法な終意処分を残さない、もしくはそのすべての財産についての処分をしなかったとき、または指定された相続人が相続財産を受領することができないか、もしくは〔受領を〕欲しなかったときは、遺産の全部または一部について法定相続が開始する。

〔表現は異なるが、同じ趣旨であろう。〕

解説を参照〕

第728条 (1) 〔被相続人による〕有効な意思表示が欠けるときは、被相続人のすべての遺産は、法定相続人に帰属する。被相続人がその財産の一部を有効に処分しなかったときは、その財産は、法定相続人に帰属する。

〔解説を参照〕

遺留分の減縮と剥奪の効果

第729条 (1) 遺留分権者が終意処分によって〔取得すべき法定相続分より〕減縮されたときは、その者は、法律に基づいて、その者の遺留分を請求することができる。

(2) 遺留分の全部または一部が被相続人によって剥奪されたときは、被相続人は、上記の

相続人からその法定相続分をも減縮させる意思と推定する。

(3) 法定相続のさいには、〔上記の〕減縮された者の直系卑属は、前者が被相続人より長く生きたときでも、前者の地位を承継する。

〔解説を参照〕

法定相続人

第730条 法定相続人は、被相続人の最近親者、配偶者および登録パートナー婚配偶者である。

〔登録パートナー婚配偶者の相続権を明記したほか、内容に変更はない。解説によれば、純粹に用語上の修正〕

1 親族の法定相続権

第731条 (1) 第1親系には、被相続人に由来する血族である、子およびその直系卑属がこれに属する。

(2) 第2親系には、被相続人の父母およびその直系卑属、すなわち父母の兄弟姉妹およびその直系卑属がこれに属する。

(3) 第3親系には、被相続人の祖父母およびその直系卑属、すなわち、被相続人の叔父と叔母、およびその直系卑属がこれに属する。

(4) 第4親系には、被相続人の祖父母のみが相続資格を有する。

〔全項にわたり表現の違いが見られるが、解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第1親系：子

第732条 被相続人に子があるときは、すべての財産は子に帰属し、子が被相続人の生存中に生れたか、またはその死後に生れたかは問わない。遺産は、複数の子の間では頭割りする。なお生存する子の〔子である〕孫、および生存する孫の〔子である〕曾孫は、相続する権利を有しない。

〔少し表現の違いが見られるが、解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第733条 被相続人の直系卑属が被相続人より前に死亡したが、同卑属に直系卑属が存在するときは、死亡した直系卑属に帰属すべき持分が、その子に、当分に帰属する。

〔表現がかなり簡略になっている。解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第734条 死亡した子どもの〔子である〕孫が、生存する子どもと競合するときだけでなく、死亡した子または死亡した孫の〔子である〕曾孫と競合するときも、遺産はこのような方法で分割される。子が残した〔子である〕孫および孫の〔子である〕曾孫は、これらの者が生きていれば、死亡した子または死亡した孫が承継すべきであった部分と同じ割合で取得する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第2親系：父母およびその直系卑属

第735条 被相続人に直系卑属が存在しないときは、遺産は、第2親系の継続、すなわち被相続人の父母およびその直系卑属に帰属する。父母の双方が死亡しているときは、その直系卑属が権利者となる。死亡した〔父母〕に帰属すべき二分の一が、第732条から第734条の規定に従って分割する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第736条 被相続人の父母双方が死亡しているときは、父母の一方側に帰属すべき遺産の二分の一は、その直系卑属間で分割され、他の一方は、第732条から第734条に従って分割される。父母が共通する直系卑属またはその直系卑属のみを残したときは、これらの者の間で二分の一ずつ、平等に分割する。〔ただし〕これらの者のほかに、一方の父母の子のみが残っているときは、その者と、その直系卑属が二分の一ずつ帰属する持分を取得する。

〔解説を参照〕

第737条 被相続人の、死亡した父母の一方が直系卑属を残さなかったときは、すべての遺産はなお生存するする他方父母〔側〕に帰属する。これ〔他方父母〕も死亡しているときは、すべての遺産は、その子およびその直系卑属の間で、すでに述べた原則に従って、分割される。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第3親系：祖父母およびその直系卑属

第738条 被相続人の父母が直系卑属を残さずに死亡したときは、遺産は、第三親系〔の相

続人〕すなわち祖父母およびその直系卑属に帰属する。その場合には、遺産は、二つの等しい割合に分割する。一方の二分の一は、被相続人の一方の父母側の父母およびその直系卑属に、他の二分の一は、他の〔父母側の〕父母およびその直系卑属に帰属する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第739条 〔前条の〕それぞれの二分の一は、それぞれの〔父母側の〕祖父母の間で、これらがお生存していれば、平等に分割する。ただし、祖父母の一方またはそれぞれの父母側の祖父母が死亡していれば、この〔死亡した側〕に帰属すべき二分の一は、この〔死亡した〕祖父母の子および直系卑属の間で、2つの親系においてすべての遺産が被相続人の父母の子および直系卑属間で分割するという原則（第735条から第737条まで）に従って、分割する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第740条 父母側のうち双方の祖父母が直系卑属を残さず死亡したときは、他の側で、なお生存する祖父母に、またはその死亡後は、その子および直系卑属に、すべての遺産が帰属する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

第4順位：ひ祖父母

第741条 (1) 第3順位のすべての相続人が存在しないときは、被相続人の曾祖父母が法定相続人となる。被相続人の父母の一方の曾祖父母には遺産の二分の一が、他の父母側の祖父母には他の〔残存する〕二分の一が帰属する。遺産の〔上記〕各二分の一は、両祖父母に等しく帰属する。祖父母の一部が生存しないときは、祖父母の生存配偶者に遺産の八分の一が帰属する。祖父母の一人が欠けるときは、その四分の一は、被相続人の同じ父母側の、他の祖父母ペアが相続する。

(2) 被相続人の父母の一方の祖父母が欠けるときは、間接的に帰属する遺産の二分の一についてと同じ程度において、他方父母の祖父母が相続資格を有する。

〔解説によれば、純粹に用語上の修正〕

複数の親族

第742条 被相続人と重複して親族関係にある者は、それぞれの地位において、それぞれの側の親族として相続資格のある相続権を有する(第736条)。

〔解説によると、現750条・第751条に相当、表現上の適応あり〕

その他の親族の除外

第743条 法定相続権〔者〕は、第4親系の親族までに制限する。

〔新設規定。極めて簡単な表現となっていて、内容面での変更の有否は、条文だけでは不明である。同種の規定として、現751条を参照。解説によると、表現上の適応あり〕

Ⅱ 配偶者および登録パートナー婚配偶者の相続権

第744条 (1) 被相続人の、配偶者および登録パートナー婚配偶者は、被相続人のおよびその直系卑属と競合するときは遺産の三分の一を、被相続人の父母と競合するときは遺産の三分の二を、その他の場合には、法定相続人が遺産の全部を〔取得する〕。

(2) 配偶者および登録パートナー婚配偶者の相続分には、婚姻または登録パートナー婚契約、または相続契約によって被相続人の財産から取得するすべてが算入される。

〔新設規定。登録パートナー婚配偶者に相続権を認めたゆえの規定である。現757条を参照。解説を参照〕

法定先取り遺贈

第745条 被相続人の、配偶者または登録パートナー婚配偶者は、適法に相続権を剥奪されないかぎり、法定の先取り遺贈として、婚姻同居または登録パートナー婚同居に居住を継続する権利を有し、さらに婚姻中または登録パートナー婚中に属した動産が、これらが従前からの生活関係からみて継続しようが相応に必要なものであるかぎり、これを取得する。

〔新設規定。登録パートナー婚配偶者に相続権を認めたゆえの規定である。現758条に相応〕

婚姻またはパートナー婚関係の解消

第746条 (1) 被相続人の生存中に、婚姻または登録パートナー婚関係が解消されたあとは、これら配偶者またはパートナー婚配偶者は、法定相続権も先取り遺贈も、取得しない。

(2) 被相続人が死亡したときに婚姻または登録パートナー婚関係の解消を求めて訴えが提起され、その訴えが認容されるであろう場合は、法定相続権および法定先取り遺贈は、生存配偶者または生存する登録パートナー婚配偶者には帰属しない。

(3) 配偶者または登録パートナー婚配偶者の一方が離婚の手続中に、または離婚の判決が確定する前に、または〔登録パートナー婚関係が〕解消決定する前に、死亡したときは、前項を準用する；〔ただし〕このような場合には、使用財産のおよび貯蓄の分割についての、すでに締結されていた合意は、その効力を保持する。

〔新設規定。解説を参照。登録パートナー婚配偶者に相続権を認めたゆえの規定である。現759条を参照〕

扶養請求権

第747条 配偶者または登録パートナー婚配偶者は、第746条および第777条の場合を除いて、遺産に対して、および相続人に対して、第94条または登録パートナー婚法にしたがって、これらの者が〔そのご〕婚姻または登録パートナー婚関係に入っていないかぎり、遺産の価額を限度として、扶養請求権を有する。配偶者または登録パートナー婚配偶者が被相続人から、契約上の出捐または終意出捐によって得たすべてのものは、法定相続分、遺留分、および公法上または私法上の給付により得たものは、この請求権の算定にさいして考慮する、〔ただし〕配偶者のまたは登録パートナー婚配偶者の固有財産および、これらの者によって費消されたときは、このかぎりではない。

〔新設規定。登録パートナー婚配偶者に相続権を認めたゆえの規定である。現796条を参照〕

〔事実婚カップルの〕特別相続権

第748条 法定相続人が存在しない場合において、被相続人の死亡前、少なくとも3年間被相続人との生活共同関係が維持されていたときは、事実婚カップルにすべての遺産が帰属する。

〔新設規定。解説を参照〕

受遺者の特別相続権

第749条 被相続人の、法定相続人としても受遺者相続資格のないときは、受遺者が割合的に〔権利を取得する〕相続人と扱われる。

〔新設規定。受遺者の特別相続権を規定。

現726条後段3文に対応〕

連邦による取得

第750条 相続資格者がまったく存在しないとき、または、いかなる者も、相続財産を獲得しないときは、連邦が相続財産を取得する権利を有する。被相続人が死亡した時点でオーストリアに存在するときは、相続がオーストリア法に従わないときでも、連邦が相続財産を取得する権利を有する。

〔解説を参照〕

通常の相続との相違

第751条 本章に規定される法定相続のほかには、とくに農場経営および林業経営〔の相続〕について、特別の定めがある。

〔形式的には、新設規定である。現761条および解説を参照〕

Ⅳ 相続分への加算

第752条 (1) 指定相続および法定相続のさいには、被相続人は、贈与やその他の出捐の持ち戻しについて、被相続人は、終意処分によって、持ち戻しの免除を意思表示することができる。被相続人と受贈者は、持ち戻しおよび〔持ち戻しの〕免除を、書面によっても合意することができる。

(2) 直系卑属は、尊属を代襲相続するときは、彼自身のみならず、その尊属が得たものも、相続分に持ち戻す。

〔持ち戻しについては、現790条以下を参照〕

第753条 法定相続のさいには、子は、他の相続人の請求に基づいて、子が被相続人の生存

中に婚資(1220条)として受領した財産を持ち戻さなければならない。〔そのさいには〕第752条2項を準用する。

〔解説を参照〕

第754条 婚資を別として、法定相続のさいには、被相続人の死亡する前最後の10年間に、被相続人から子へ移した贈与(第781条)は、疑わしいときは、〔遺産の〕前渡しとして持ち戻す。

〔解説を参照〕

持ち戻しの方法

第755条 (1) 持ち戻しの対象となる財産は、〔価額を〕評価し、競売に付し(第788条)、かつ計算上遺産に持ち戻す。

(2) 持ち戻し義務のある相続人の、このように持ち戻された相続分から、持ち戻した財産を控除しなければならない。持ち戻しの義務のある相続人は、〔持ち戻すべき〕その部分を返還すべき義務はない。

〔解説によると、考え方は、遺留分の場合に同じ〕

〔つづく〕